

ましては地方税法の定めるところによりまして所得の確定しなべ前に仮に賦課徴収してあります。これが通常仮算定と呼んであります。これを廃止いたしました。所得の確定後に賦課徴収を行うために納期並びに条文の整備をさせていた。このようにするものでございます。

第八条第二項でございすけれども、納期を改めるものでございまして、第一期の納期、五月一日から同月三十一日まで、八月一日から同月三十一日まで、第二期を六月一日から六月三十日まで、九月一日から同月の三十日まで、第三期を八月一日から同月三十一日まで、十月一日から同月三十一日まで、第四期を十月一日から同月三十一日まで、十一月一日から同月三十一日まで、第五期、第六期につきましては現行どりの納期とするものでございす。

次に十條、十一條につきましては廃止しようとする仮算定に関する規定でございまして、削除し、附則につきましても仮算定に関する規定を削り、整備するものでございす。

なお現行附則第六項につきましては国民健康保険料から税に切りかえるときの持例を定めたものでございすので、これを改めましてあわせて項目を繰り下

す修正編でございすのでございす。

なお施行期日でございすは、昭和六十一年四月一日とし、改正後の適用を昭和六十一年度の分の国民健康保険税からとするものでございす。

大変複雑な説明でございすは、慎重御審議賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由とさせていたします。

○議長(田村中郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 以上で質疑は終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十二号は、厚生委員会に付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第十二号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第九議案第三十二号 福生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本条例について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 森田 進君登壇)

○建設部長(森田 進君) 御指名をいただきましたので議案第三十二号 福生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして提案理由と其の内容を御説明申し上げます。

なお本条例の提出につきまして情報収集その他私どもの手違いから提出の時期がおくれましたことを冒頭おわび申し上げます。

それでは、まず提案理由の御説明を申し上げます。

御案内のように本年四月一日より日本電信電話公社が日本電信電話株式会社に移行されることに伴い道路法の一部改正が行われる等の措置がとられたことにより道路占用料を徴収できるよう改正しようとするものでござい

ます。

次に内容について御説明を申し上げます。

第一条につきましては条文の整備をございまして、目的を趣旨に改めることにより条文の一部を改めようとするものでございます。

第二条につきましては、第二項に電話電気通信事業科目を加えることにより占用料を徴収しない範囲を明確にしようとするものでございます。

次に別表についてであります。道路法第三十二条第一項第一号に掲げる物件の欄に新しく電話柱、公衆電話所を加え、それが三、四百円、六百二十円の占用料を規定しようとするものでございます。

また法第三十二条第二項第二号に掲げる物件欄に新しく電気通信地中線を追加しようとするものであります。

次に附則の第四項をございします。日本電信電話株式会社の上用料については国において敷設緩和の措置を講ずること及び想定される旨の文書も平

てありますので、それらに対応できるよう市長にその範囲に限って免除できるよう規定しようとするものでございます。

附則、いたしましては、この条例の施行を昭和六十一年四月一日としようとするもので

でございます。

以上でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田村中郎君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番(原 敏子君)

今の附則の当分の間ということですが、全国の電電公社が株式会社になりますので電柱なども公衆電話これだけを見ましては相当な数があるだろうと思うんですね。そういうことで国の方でそういう激変にあつたという現則ができたんだらうと思いますけれども、ここで言う当分の間というのはどれぐらいのことを今この時点では考えられているのかということ。

それと、その当分の間に関連しまして、先にあります全部または一部を免除というところが書いてありますけれども、この関係は今どのように考えられているか、わかる範囲で結構ですから……。

○建設部長(森田 進君)

自席よりお許しをいただきます。ただいまの二点について

御答弁申し上げます。

当分の間ということですが、これについてはまだ具体的な説明がございませんで、全くわかっておりません。

それから免除の関係ですが、これにつきましては一部または全部と、そういうふうな表現でございしますが、具体的には今三つの占用物件が一応決められているわけですが、その中のどれがどういうふうな形で一応免除の対象になるか、その辺のところが明らかにされておりますので全部または一部と、そういう形の表現で規定しようとするものでございます。以上でございます。

○十一番(原 敏子君)

そうすると、その当分の間というのは、その条例は福生市の条例ですけれども、これは国が定めた当分の間を考へられているわけですか。私は、福生市がここに条例に出ているその中の条例で、その当分の間というのは福生市としてはどれぐらいを当分の間として考へるかということをお聞きしたんですけれども、わからないうことになるかとこの条例はどから生まれてくるのかということになりますから、趣旨がどうなっているのか。

○建設部長(森田 進君)

答弁が若干不足しまして申しわけございません。

一応その附則の規定につきましては、そういう激変緩和の措置が一応予想され

ると、やういふことから一応規定されてもらったわけですが、実際の運用につ
きましては国あるいは都の指導、それから各市、町の動向等見ながら實際
の運用に当たっていきなさいと、そんなふうに考えっております。

○議長(田村中郎君) ほかにありませんか。

○十三番(小野沢 久君) 今の附則の關係になりますけれども、一応六十年の四月一
日から施行といふことなんですけれども、全部または一部の免除にしているんで、
当面四月一日から六十年で予定される金額がどの程度あるのか、いいめにお願ひ
いたします。

○建設部長(森田 進君) 今時点を考えられる、仮にこういった激変緩和の指
置がありと、やういふ仮定の中で申し上げますと三百六十万円程度の一応占用料の
徴収が可能だろうと、そのように考えっております。以上でございます。

○議長(田村中郎君) ほかにありませんか。なければ以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりております議案第三十二号は、建設委員会に付託した
ことといたしますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十二号は、建
設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村中郎君) 日程第十議案第十二号福生市郡市公園条例の
一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 森田 進君登壇)

○建設部長(森田 進君) 御指名をいただきましたので議案第十二号福生市
郡市公園条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、もくせい公園を新たに設置したことに伴います。改正でござ
います。この公園は仮称東福生第一公園として昭和五十六年に郡市計画
決定されてあり、全体面積は三千四百四十平方メートルほどでございますが、
今回、第二期工事といたしまして敷地面積二千七百七平方メートルを整備して
まいりました。この三月をもって完成いたします。

完成内容でございしますが、別表の多摩川緑地福生加美上水公園の次に
名称もくせい公園、位置福生市大字福生二四八一を付け加えようとするも
のでございします。

附則におきましては、本条例は昭和六十年四月一日から施行しようとするもの
でございします。

以上でございしますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定賜
りますようお願い申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十二号は、建設委員会に付託し
たいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よって議案第十二号は、
建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君)

日程第十一議案第三十三号福生市議会の議員の
昭和六十年三月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたしま
す。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君)

御指名をいただきましたので議案第三十三号福生市
議会の議員の昭和六十年三月期期末手当の支給割合を定める条例につ
きまして提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、福生市議会の議員に対し支給する期末手当の支給割合を
定めようとするものでございまして、内容といたしましては一々本での趣旨をうたい、
二条におきまして支給割合を百分の五と、このようにいたしましたわけでございます。

なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたしたい。

以上、簡単ではございますけれども、御説明を終らせていただきます。原
案どおり御決定くださるようお願いを申し上げます。

○議長(田村市即君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市即君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第三十三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市即君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十三号は、原

案のとおり可決されました。

○議長(田村市即君)

日程第十二議案第三十四号 福生市の一般職の職員の
昭和六十一年三月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君)

御指名をいただきましたので、議案第三十四号 福生市の

一般職の職員の昭和六十一年三月期期末手当の支給割合を定める条例につ
きまして提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は福生市の一般職員に対し三月期の期末手当の支給
割合を定めようとするものでございまして、条例の内容といたしまして、一
条ではその趣旨
をうたいまして、二条で支給割合を百分の五とし、このように定めよう
とするものでござ
います。

なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、簡単でございすけれども、原案どおり御決定くださいますよう切に
お願い申し上げます。説明を終わります。

○議長(田村市即君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第三十四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十四号は、

原案のとおり可決されました。

○議長(田村中郎君) 日程第十三議案第十三号福生市国民年金印紙購入基金条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 古谷正夫君登壇)

○市民部長(古谷正夫君) 御指名をいただきまして議案第十三号福生市国民年金印紙購入基金条例について提案理由とその内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、毎年保険料の値上げにより国民年金印紙の需要額が増加し、さらに低経済成長下に印紙の買入れ、売り上げが反降を来したため基金を設置し効率的な運用を図ろうとするものでございます。

次に内容につきまして御説明申し上げます。

第一條は設置を規定したものでございまして、国民年金印紙の買入れ、売

り上げきについて定めたものでございます。その額は一千万円としようとするものでございます。

第三條は、管理でございますが、現金は最も確実かつ有利な方法により保管を義務づけたものでございます。

第四條は、基金から生じた収益については一般会計予算に計上し整理すると規定したものでございます。

第五條は、印紙の購入についてでございます。

収入状況を勘案し適正な購入

計画を定めたものでございます。

第六條は、委任規定でございます。

附則といたしまして、この条例は昭和六十年四月一日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございしますが、慎重御審議賜りまして原案どおり御確定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(田村市郎君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十三号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よって議案第十三号は、厚生

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君)

日程第十四議案第十四号福生市学校給食センター

運営審議会条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(教育次長 須崎 進君登壇)

○教育次長(須崎 進君)

御指名をいただきまして議案第十四号福生市

学校給食センター運営審議会条例の提案理由とその内容について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては福生市学校給食センターの運営について調査審議する審議会が現在規則で設置してありますが、今回、地方自治法の規定に基づき附属機関としての設置をしたので本条例を制定するものでございます。内容について御説明申し上げます。

第一条は、学校給食センターの運営について調査審議するものの審議会を設置するものでございます。

第二条は、審議会の所掌事項について定めた条文中でございます。

第一号は、学校給食の実施及び運営に要する経費の負担について定めたる文でござります。

以下、二号から五号まで所掌事項につきまして列記のとおりでござります。

第三号は、審議会の組織について定めたる文で、第一項は委員の定数、

第二項は委員の委嘱及び任命について定めたる文でござります。委員につきまして

は一号から三号まで列記した委員で構成し運営しようとするものでござります。

第四号は、委員の任期について定めたる文であります。

第五号は、審議会の会長及び副会長の定数、選出方法及びその職務に

ついて定めたる文でござります。

第六号は、審議会の議会の招集、開催要件、議事について定めたる文でござります。

第七号は、学校給食会計における事務の執行等監査する監事の職務、二項におきまして選出方法、三項におきまして審議会の報告等について定めたる文でござります。

第八号は、審議会の庶務につきまして教育委員会事務局学校給食課

で処理しようとするものでござります。

第九号は、委任について定めたる文でござります。

附則といたしまして施行期日。第一項は、この条例は公布の日から施行しようとするものでござります。

経過措置といたしまして、第二項は、この条例施行の際、現に設置されている審議会はこの条例に基づき設置されたものとみなすとするものでござります。

第三項といたしまして、この条例施行の前に委嘱または任命された委員はこの条例に基づき委嘱または任命されたものとみなすとするものでござります。

以上、大変雑駁な説明でござりますが、慎重御審議をいただきまして原案御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番(原敏子君) 今の説明であれり人ですけれども、規定から条例に変わって、地方自治法によって変わるといふことを人ですけれども、これは、この地方自治法の第百三十八条の四第三項が変わってこういうふうな改正されて、二でこういうふう

うは条例にしなければならぬということに決つたんでしようか。

○教育次長(須崎 進君)

変わったということではございせんが、本条、提案理由で申し上げましたように附属機関とすることで当然条例で設置すべきであらうというところから、このように条例化をお願い申し上げてゐる次第でございします。

○議長(田村中郎君)

ほかにありませんか。なければ以上で質疑は終つちます。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第十四号は、総務委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君)

御異議なしと認めます。よつて議案第十四号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村中郎君)

日程第十五議案第十五号福生市体育施設条例と

議題といたします。

本条について、提案理由の説明を求めます。

(教育次長 須崎 進君登壇)

○教育次長(須崎 進君)

御指名をいただきましたので議案第十五号福生市体育施設条例の提案理由と其の内容について御説明を申し上げます。

本条例の提案理由といたしましては、新たに競技場及び野球場を設置することに伴ひまして条例の整備が必要となつたこと並びに既存の野球場、テニスコート等の屋外体育施設の設置及び管理条例を包括し効率的に体育施設の管理運営を図るため本条例を制定するものでございします。

これでは条例の内容につきまして逐条的に御説明を申し上げます。

まず第一条でございしますが、本条は市民等の使用に供するたの体育施設を設置するところ設置についての規定でございします。

第二条につきましては、体育施設の名称及び位置について別表一に定めるといふものでございします。

第三条の体育施設の管理でございしますが、これは市長の委任を受けまし

て教育委員会が管理していくという管理の所在を明確に定めるものでござい